

広島市火災予防条例の解説

目 次

第 1 章 総 則

第 1 条 目 的

第 2 章 削除

第 2 条 削除

第 3 章 火を使用する設備の位置、構造及び管理の基準等

第 1 節 火を使用する設備及びその使用に際し、火災の発生のおそれのある

設備の位置、構造及び管理の基準

第 2 条の 2 火気設備等の位置

第 3 条 炉

第 3 条の 2 ふろがま

第 3 条の 3 温風暖房機

第 3 条の 4 厨房設備

第 4 条 ボイラー

第 5 条 ストープ

第 6 条 壁付暖炉

第 7 条 乾燥設備

第 7 条の 2 サウナ設備

第 8 条 簡易湯沸設備

第 8 条の 2 給湯湯沸設備

第 8 条の 3 燃料電池発電設備

第 9 条 火を使用する設備に附属する煙突

第 9 条の 2 排気ダクト等

第 10 条 掘ごたつ及びびろり

第 10 条の 2 ヒートポンプ冷暖房機

第 11 条 火花を生ずる設備

- 第 11 条の 2 放電加工機
- 第 12 条 変電設備
- 第 12 条の 2 急速充電設備
- 第 13 条 内燃機関を原動力とする発電設備
- 第 14 条 蓄電池設備
- 第 15 条 ネオン管灯設備
- 第 16 条 舞台装置等の電気設備
- 第 17 条 避雷設備
- 第 18 条 水素ガスを充てんする気球
- 第 18 条の 2 基準の特例

第 2 節 火を使用する器具及びその使用に際し、火災の発生のおそれのある器具の取扱いの基準

- 第 18 条の 3 火気器具等の取扱い
- 第 19 条 液体燃料を使用する器具
- 第 20 条 固体燃料を使用する器具
- 第 21 条 気体燃料を使用する器具
- 第 22 条 電気を熱源とする器具
- 第 23 条 使用に際し火災の発生のおそれのある器具
- 第 23 条の 2 基準の特例

第 3 節 火の使用に関する制限等

- 第 24 条 喫煙等
- 第 25 条 空地及び空家の管理
- 第 26 条 たき火
- 第 27 条 がん具用煙火
- 第 28 条 化学実験室等
- 第 29 条 作業中の防火管理

第 4 節 火災に関する警報の発令中における火の使用の制限

- 第 30 条 火災に関する警報の発令中における火の使用の制限

第3章の2 住宅用防災機器の設置及び維持に関する基準

第30条の2 住宅用防災機器

第30条の3 住宅用防災警報器の設置及び維持に関する基準

第30条の4 住宅用防災報知設備の設置及び維持に関する基準

第30条の5 設置の免除

第30条の6 基準の特例

第4章 指定数量未満の危険物及び指定可燃物の貯蔵及び取扱いの技術上の基準等

第1節 指定数量未満の危険物の貯蔵及び取扱いの技術上の基準等

第31条 指定数量未満の危険物の貯蔵及び取扱いの技術上の基準

第32条 少量危険物の貯蔵及び取扱いの技術上の基準等

第32条の2

第32条の3

第32条の3の2

第32条の4

第32条の5

第32条の6

第32条の7

第32条の8

第32条の9

第33条 品名又は指定数量を異にする2以上の危険物の貯蔵及び取扱い

第2節 指定可燃物等の貯蔵及び取扱いの技術上の基準等

第34条 可燃性液体類等の貯蔵及び取扱いの技術上の基準等

第35条 綿花類等の貯蔵及び取扱いの技術上の基準等

第35条の2 危険要因の把握等

第3節 基準の特例

第35条の3 基準の特例

第5章 消防用設備等の技術上の基準の付加

第36条 通則

第37条 消火器に関する基準

第37条の2 大型消火器に関する基準

第38条 屋内消火栓設備に関する基準

第39条 スプリンクラー設備に関する基準

第40条 水噴霧消火設備等に関する基準

第41条 自動火災報知設備に関する基準

第42条 削除

第43条 避難器具に関する基準

第44条 誘導灯に関する基準

第45条 連結送水管に関する基準

第46条 基準の特例

第6章 避難及び防火の管理

第47条 劇場等の客席（屋内）

第48条 劇場等の客席（屋外）

第48条の2 基準の特例

第49条 キャバレー等の避難通路

第49条の2 ディスコ等の避難管理

第49条の3 個室型店舗の避難管理

第50条 百貨店等の避難通路等

第51条 劇場等の定員

第52条 避難施設の管理

第53条 防火設備の管理

第54条 一時的に展示場等の用途に供する防火対象物への準用

第54条の2 防火管理業務に関する教育等

第6章の2 屋外催しに係る火災予防

第54条の3 催しの指定

第54条の4 指定催しに係る火災予防

第7章 雑 則

第55条 防火対象物の使用開始の届出等

第56条 火を使用する設備の設置の届出等

第57条 火災と紛らわしい煙等を発するおそれのある行為等の届出

第57条の2 指定洞道等の届出

第58条 指定数量未満の危険物等の貯蔵及び取扱いの届出等

第59条 タンクの水張検査等

第60条 消防用設備等又は特殊消防用設備等の設置等計画の届出

第60条の2 公表

第61条 委任規定

第8章 罰 則

第62条 罰 則

第63条

〔略語例〕

本書に使用した法令等の略語は、次のとおりである。

法	消防法（昭和 23 年 7 月 24 日法律第 186 号）
令	消防法施行令（昭和 36 年 3 月 25 日政令第 37 号）
規則	消防法施行規則（昭和 36 年 4 月 1 日自治省令第 6 号）
建基法	建築基準法（昭和 25 年 5 月 24 日法律第 201 号）
建基令	建築基準法施行令（昭和 25 年 11 月 16 日政令第 338 号）
危険物政令	危険物の規制に関する政令（昭和 34 年 9 月 26 日政令第 306 号）
危険物規則	危険物の規制に関する規則（昭和 34 年 9 月 29 日総理府令第 55 号）
危告示	危険物の規制に関する技術上の基準の細目を定める告示 （昭和 49 年 5 月 1 日自治省告示第 96 号）
条例	広島市火災予防条例（昭和 37 年 3 月 30 日条例第 15 号）
条則	広島市火災予防規則（昭和 37 年 6 月 15 日規則第 46 号）
JIS	日本産業規格

【条例改正経過】

（あ）昭和 41 年 3 月	条例第 20 号	（い）昭和 48 年 3 月	条例第 72 号
（う）昭和 48 年 10 月	条例第 120 号	（え）昭和 53 年 3 月	条例第 25 号
（お）昭和 54 年 12 月	条例第 69 号	（か）昭和 55 年 3 月	条例第 43 号
（き）昭和 57 年 3 月	条例第 14 号	（く）昭和 57 年 6 月	条例第 47 号
（け）昭和 59 年 7 月	条例第 46 号	（こ）昭和 60 年 2 月	条例第 49 号
（さ）昭和 60 年 12 月	条例第 100 号	（し）昭和 63 年 3 月	条例第 26 号
（す）平成 2 年 3 月	条例第 27 号	（せ）平成 4 年 3 月	条例第 32 号
（そ）平成 7 年 3 月	条例第 43 号	（た）平成 9 年 3 月	条例第 42 号
（ち）平成 10 年 3 月	条例第 77 号	（つ）平成 11 年 3 月	条例第 26 号
（て）平成 11 年 7 月	条例第 44 号	（と）平成 12 年 3 月	条例第 25 号
（な）平成 12 年 3 月	条例第 31 号	（に）平成 12 年 9 月	条例第 67 号
（ぬ）平成 12 年 12 月	条例第 69 号	（ね）平成 13 年 3 月	条例第 35 号
（の）平成 13 年 6 月	条例第 49 号	（は）平成 14 年 3 月	条例第 38 号
（ひ）平成 14 年 10 月	条例第 58 号	（ふ）平成 15 年 7 月	条例第 58 号
（へ）平成 16 年 6 月	条例第 52 号	（ほ）平成 17 年 7 月	条例第 153 号
（ま）平成 19 年 2 月	条例第 20 号	（み）平成 19 年 6 月	条例第 44 号

(む) 平成 21 年 3 月	条例第 45 号	(め) 平成 22 年 6 月	条例第 21 号
(も) 平成 22 年 9 月	条例第 24 号	(や) 平成 24 年 3 月	条例第 32 号
(ゆ) 平成 24 年 9 月	条例第 52 号	(よ) 平成 26 年 3 月	条例第 35 号
(ら) 平成 26 年 7 月	条例第 47 号	(り) 平成 28 年 3 月	条例第 31 号
(る) 平成 31 年 3 月	条例第 20 号	(れ) 令和元年 6 月	条例第 10 号
(ろ) 令和元年 12 月	条例第 28 号	(わ) 令和 2 年 3 月	条例第 28 号
(を) 令和 3 年 3 月	条例第 35 号	(ん) 令和 5 年 6 月	条例第 34 号
(ア) 令和 5 年 9 月	条例第 38 号	(イ) 令和 6 年 3 月	条例第 31 号

【条則改正経過】

(あ) 昭和 48 年 12 月	規則第 144 号	(い) 昭和 53 年 7 月	規則第 58 号
(う) 昭和 54 年 12 月	規則第 104 号	(え) 昭和 55 年 3 月	規則第 78 号
(お) 昭和 59 年 7 月	規則第 75 号	(か) 昭和 60 年 12 月	規則第 117 号
(き) 昭和 63 年 3 月	規則第 55 号	(く) 平成 2 年 5 月	規則第 45 号
(け) 平成 4 年 6 月	規則第 58 号	(こ) 平成 11 年 3 月	規則第 74 号
(さ) 平成 12 年 3 月	規則第 82 号	(し) 平成 12 年 9 月	規則第 114 号
(す) 平成 13 年 3 月	規則第 74 号	(せ) 平成 13 年 6 月	規則第 94 号
(そ) 平成 14 年 10 月	規則第 93 号	(た) 平成 14 年 11 月	規則第 97 号
(ち) 平成 15 年 3 月	規則第 59 号	(つ) 平成 16 年 6 月	規則第 53 号
(て) 平成 16 年 12 月	規則第 73 号	(と) 平成 17 年 9 月	規則第 164 号
(な) 平成 19 年 3 月	規則第 54 号	(に) 平成 20 年 8 月	規則第 97 号
(ぬ) 平成 24 年 9 月	規則第 89 号	(ね) 平成 26 年 7 月	規則第 75 号
(の) 令和元年 12 月	規則第 26 号	(は) 令和 3 年 3 月	規則第 28 号
(ひ) 令和 5 年 6 月	規則第 48 号		

[注]

- 1 図及び表番号は条例各条の番号とする。
(例) 図 3 …………… 第 3 条の図
- 2 「不燃材料」、「準不燃材料」、「難燃材料」、「特定防火設備」、「防火設備」については、建築基準法の性能規定化の考え方に基づき表記している。
- 3 条例及び条則は、令和 7 年 4 月 1 日現在の内容である。